

役員報酬規程

(平成22年5月26日総会決議)

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条の規定に基づき、常勤の理事及び監事の報酬について定める。

(定義)

第2条 この規程により報酬を支給する常勤の理事及び監事は、定款第40条の事務局を主たる勤務場所とする理事とし、報酬は職務従事に対する対価として支給する。

2 役員報酬は、月額とするが、夏季及び年末に賞与（職員に対する基準支給率を上回ってはならない。）を支給することができる。

3 役員退職金については、事務局職員兼務により中小企業退職金共済制度に加入する以外一切支給しない。

4 常勤・非常勤にかかわらず、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費については、この規程によらず、それぞれの根拠規定、契約等に基づき支弁する。

(報酬額)

第3条 役員報酬額は次の役員報酬月額表に掲げる額及び手当を上限とする。ただし、事務局職員兼務の場合に、事務処理上において、職員給与の形で支給するときは手当の名称に関わらず、重複支給を行わない。

役員報酬月額表

支給対象役員	本給	事務局職員兼務の場合の諸手当
専務理事	35万円 (3年目以降36万円)	職員就業規則に準じる金額の次の手当 通勤手当 家族手当
常務理事	32万円 (3年目以降33万円)	(なお、役員については役付手当分を本給に含めたので、これを支給しない。)

(支給日及び支給方法)

第4条 報酬の支給日及び支給方法は、職員就業規則に準じる。

(事務局)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、定款附則第1条の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 第3条の表の本給の勤続計算は、社団法人広島県労働基準協会の経歴を含む。